

河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会 : 会報

河原井さん・根津さんらの「君が代」解雇をさせない会ニュース

NO 8 発行：2007年5月11日

連絡先：〒186-0004 東京都国立市北1-1-6 コーポ翠1階

多摩島嶼教職員組合（略称：多摩教組）TEL 042-571-2921 Fax 574-3093

郵便振込口座：00110-4-279595

河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会

<http://www.din.or.jp/~okidentt/nedusan.htm>

根津公子さん 停職6ヶ月

河原井純子さん 停職3ヶ月

停職処分取り消しを要求し

闘い、続けます

強制反対 日の丸・君が代

事務局

東京都教育委員会は、今年も卒業式で「君が代」斉唱の際、起立・伴奏しなかった教職員を処分しました。とくに、根津公子さん（3月の時点では町田市立鶴川第二中学でしたが、強制異動させられ、現在は南大沢養護学校）は停職6ヶ月、河原井純子さん（八王子東養護学校）は停職3ヶ月、渡辺厚子さんは停職1ヶ月と見せしめの累積処分が課せられていることです。私たちは、もとより処分そのものに反対したいですが、このような人権侵害が明らかな懲罰的処分には強く反対し、何度も何度も都教委に抗議し対話を要求し続けていますが、都教委はまったく問答無用の姿勢を崩さず暴走し続けています。

都教委は、「起立する教職員と起立しない教職員が居た場合、子どもは起立してもいいし、しなくてもいいと受け取ってしまう」と、裁判の準備書面で露骨にも言っています。ということは、子どもには「起立することしか教えてはいけない」「違うもの存在を見せてはいけない」「抵抗する教員を見せてはい

都庁前でのビラまき



けない」「命令には、無条件で従うような大人だけ見せたい」「ルールを守るといふ言葉以上のものを考えさせてはいけない」。そう言っていることと同じです。そのために、躍起になって「異を唱える先生」「考えようと呼びかける先生」「違うものもあっていいんだよという先生」を排除しようとしているのではないのでしょうか？その結果、本当のことが言えず、子どもたちは生きづらく、親も生きづらく、教員も生きづらく、いじめや心の病気や自殺が当たり前のような社会になってしまっているのではないのでしょうか？こんな社会はごめんです。こんな社会は間違っています。こういう社会に対しては、私たちは「NO」です。私たちの会は、河原井純子さん、根津公子さんの身を挺した闘いを支援することで、都教委の暴力に対しあくまで「NO」といい続けます。

根津さん河原井さんのレポート 停職になっても……

抗議と希望と・・・停職「出勤」

根津公子

私は処分を受けるような非違行為はしていない、悪いのは都教委だ、私は仕事したいとの思いから始めた停職「出勤」は、3度目の春を迎えました。今年は、「君が代」不起立処分を受けた立川二中、鶴川二中に加え、今年異動させられた都立南大沢学園養護学校にも「出勤」しています。週1回は河原井さんとともに都庁で情宣・チラシ撒きをし、都職員や都民に私たちの思いを訴えています。日記から抜粋して近況をお伝えします。

3月30日（金）

午後から処分発令。中学校2、養護学校5、高校28、計35名。私が停職6ヶ月、河原井さんが停職3ヶ月、渡辺さんが停職1ヶ月。10・23通達以降の被処分は381名に上る。

（中略）八王子に戻り、バス停に向かう道で「根津先生！」と声をかけられた。美しい若い女性。11年ぶりの対面、石川中の卒業生だった。処分のことを告げると、彼女は都教委への憤りをあらわにし、中学校時代のことを次のように言ってくれた。「中学校の先生たちは本当に私たちのことを考えてくれた。先生たちみんなとっても仲がよかったよね。押し付けでなく、どう思う？こんな考え方もあるんじゃない？という風に、いつも私たちに考えるきっかけをつくってくれた。731部隊のことでも、事実をしっかりと知り、考えた。だから今も、

社会のこと政治のこと選挙のこと、考えようと思えるんだと思う。とっても感謝している。中学時代の友達と会々と、みんなそう言っているよ」と。処分発令の嫌な日に、とってもうれしい、最高のプレゼントだった。都・市教委にどんなにひどい攻撃・弾圧を受けても、おかしいことはおかしいと言い続けようと思える、私の活力の源は、私と出会った生徒たちのこうした言葉。ありがとう。今日の疲れがいっぺんに吹き飛び、さわやかな風が私の体を包んだ。

4月2日（月）

今日は、大沢学園養護学校に「初出勤」。30日に校長面接に行った折、「2日に行われる職員紹介で私を紹介してほしい。自己紹介もさせてほしい」と校長にお願いしたが、「都教委に訊かなければわからない」とのことだった。この日帰宅すると、「参加はできないことを都教委と確認した」との返事がファックスで入っていた。でも、このままでは6ヶ月間、私は“ユウレイ”にされてしまう。いやだ。あれこれ考えて、出勤する職員に手紙を手渡そう、と決めた。「おはようございます。今日からこの職員になりました根津と申します。『君が代』で停職6ヶ月の・・・」と自己紹介し、一人ひとりに手紙を手渡した。あるいは手渡そうとした。「新聞で見ました。がんばってください」「私たちの代表でやってくださっていて、と思っています。ありがとうございます」「来られたこと、友人から聞いています」などと言ってくれる方もいて、一人じゃない、とうれしかった。でもやっぱり一方に、手を出してくれない人や、「中に入るようになってからいただきます」という人も。まあ、これが社会だけれど。（後略）

4月6日（金）

今日は始業式、7時40分、鶴川二中に。「進級おめでとうございます。／『君が代』不起立停職6ヶ月処分に抗議します／『君が代』の歌詞の意味を知っていますか。考えて歌っていますか？」と書いたプラカードを立てかけて、登校する生徒や出勤する、数日前まで同僚だった人たちに挨拶をした。元気に挨拶を返してくれると、心が弾む。

生徒の登校中ずっと、忙しいだろうに、副校長が昨年と同じように私の横に立った。「1年間付き合ってきて、私が静かな人間だということも、生徒に何か心配なことをしないということもよくわかったでしょう？ここに立って、監視する必要なんかないですよ」と告げると、副校長は同意する表情や言葉を出した。個人的にはいい人なのだ。いや、だからこそ怖い社会だ、と思う。

ここ鶴川の地域では1年前の着任早々、私について「ルールを守らない教員」「引き取り手がなかったこの教員を校長先生が預かってやったそうさ」等々のことばが流されていたと聞いていた。また、10・23通達以降の、戦争に突き進む世の変化、人々の意識の変化はすさまじい速さだ。そうした影響を受け、

私を排斥する声は、「正義」の声となり、生徒たちの間にもたちまちのうちに浸透した。生徒からのバッシングはとともきつかった。しかし、70年前を再現させる状況にめげてはいられず、気持ちを整理し、ことに当たってきた。3月、この学校では今流行りの、生徒からの「評価」があるのだが、そこにこんな風を書いてくれた生徒もいた。「先生がこの学校に来てくれて、私はいやなことはいやだと言っていいことが分かった」「先生は意志が強いですね。すごいと思う」「新聞で読みました。がんばってください」など。とりわけ、「いやなことはいやだと言っていいことが分かった」という、たった一人かもしれないけれど、私の行動から学んでくれたその生徒の言葉に、私がこの学校にいた意味があったと思えた。うれしかった。それを支えに、私はまた、先に歩むことができる。そんな風な気持ちで、今日ここに立った。

登校が終わり、ボーッとしていたところに、「またですか」「またですか」と敵意むき出しの表情で私をにらみつけ、吐き出すように言って通り過ぎ、学校に入っていったPTA関係者。それからしばらくして、表情やしぐさから(公安警察?)と直感させる男性が、プラカードと私に目をやり、通り過ぎて行った。それに続いて、その数分前から100mほど離れたところに止まっていた濃紺の車が、私の前をゆっくり通り過ぎたところで、その男性を乗せて走り去った。公安警察間違いなし!と確信する風景だった。私の横にいた友人はその前に、停車を続けていたこの車から降りたこの男性が、学校に入っていったのを目撃していたと言う。ますます、確信した。

また一方、忙しい時間をぬって4人の地域の方が訪ねてくださった。

今日生徒は、午前で下校。始業・着任式で校長から話があったのだろう。「もう、いなくなっちゃうの?」「先生、新しい学校に行っても、僕のこと覚えていてね」と声をかけてくれる生徒もいた。「半年間はまだ、時々ここに来るからよろしく」と変な会話を交わした。

かつての生徒の一人Aさんからのメールが、校門前「出勤」に勇気を与えてくれます。

「去年 先生にお会いしたとき、実際生徒が先生の姿を見て、問題の存在を認知できることはすごく大切なことだと思いました。その時すぐに問題を理解して行動に移すのは、おそらくほとんどの生徒には無理です。私も無理でした。でも 日本国内には同じような問題がまだまだ沢山あって、先生が異動した分だけ(先生には大変ですが)それらの問題を疑問視できる将来の社会人が増えるのではないかなと思うのです。(中略)

私自身も、最近「愛国心」と「祖国愛」をわけて考えるようになりましたが、それは石川中での平和教育だけでなく、今の先生の活動を知ってるからだと思います。(後略)」。有難いことです。

4月9日（月）

午前中は南大沢学園養護学校へ。昨夜、今日が入学式であることを知り、お祝いのことばと私の自己紹介を書いた保護者宛手紙を、校門前で保護者に手渡し、子どもたちには声をかけた。見ず知らずの私に挨拶を返してくれる子どももたくさんいた。私が校門に立ってほどなく校長が副校長ら3人（うち、1人は都教委の人）とともに私のところに来た。

校長「晴れの日なので、ここでチラシ配りはおやめください」

根津「どういう権限でそれをおっしゃるのですか」

校長「教育公務員ですよ」

根津「職務命令ですか、停職中の私に」

校長「南大沢学園の教職員ですよ」「ご理解ください」

校長はこれだけ通告すると、私の返事など聞かずに校舎内に戻った。他の3人は一言も発せず、校長に続いた。時計は7時42分を指していた。

午後は立川二中へ。入学式が終わり、下校がほぼ終わるところだった。その中には顔を知る在校生もいて、挨拶を交わした。「こんにちは。お久しぶりです」と笑顔で応えてくれる生徒。「お久しぶりです。僕のこと覚えていますか？また、君が代ですか」（――「そうよ。おかしいことには、どんなに脅されても服従しないのよ」）「生活できるんですか」（――「何とかします」）という生徒。（何で？）という顔つきをする生徒も。

中学生が帰ると入れ違いに、この3月卒業した生徒が新しい制服に身を包んで何人、何組もやってきた。懐かしい対面。私立高校に進んだというBさんは、「高校じゃ先生たち、君が代の時立たなかったよ。校長先生もだよ」と告げてくれた。都立高校に進んだCさんは、「入学式で私は『君が代』、歌わなかった。なぜ歌うのか分からずに歌うのは嫌だったから」「他の人がなぜ歌わなかったのかは知らないけれど、歌う人はあまりいなかった。そしたら、都教育委員会の人がお祝いの言葉の時に『国歌をきちんと歌いなさい』って怒っていた」と憤慨していた。高校2年生になった生徒も何人かと出会ったり、嬉しいことに、時間をやりくりして私に会いに来てくれた卒業生もいた。石原都知事の3選に怒りまくるDさん。「間に合った」と駆けつけてくれたEさん。何人もの卒業生が、「新聞見たよ！」と告げてくれた。9ヶ月ぶりの会話で、この年齢の人間の成長のすごさにハッとし、感動することしばしば。

4月13日（金）

8時、都庁へ。出勤する人たちにチラシを配りマイクで訴える。午後からは、大学の新生歓迎学習会に招かれ京都へ。質疑の終わり近くになって一人の新生が発言した。「私は、先生がいた調布中の卒業生です。先生に家庭科を教わりました。・・・」名前を名乗られ、じっと彼の顔を見ていると、3年前の

顔が浮かんだ。私は思わず、甲高い声を発した。小説のような話し。彼は、たまたま手にしたチラシで知って参加したのだと言う。当時の同級生たち何人かで会うと、根津の話題が出ると言う。当時は気づかなかったけれど、根津から大事なことを教わった。「他の先生たちとは違って。当時はただびっくりだった」家庭科の授業もよく覚えてくれていて、「ウイナーソーセージの食べ比べやだし汁の味比べ。こんな授業は初めてで、驚いた」。障がいを持った人を招いての授業、「忘れません」とも。新聞報道でその後の私への処分も見て気になっていたとも語ってくれた。

調布中は1年で出された。でも、その1年の中で、他の教員とはちょっと違って映った私の言動から、考えるきっかけを少しでもつかんでもらえたのなら、本当にうれしい。私が調布中に在職した意味があったのだから。

手と手をつなぎ温かさを感じながら

あたたかき人の想いと行脚旅

河原井純子

一年前の停職一ヶ月の時、ある集会で「君が代不起立」の話をしたことがありました。その時出会った男性から「次に停職3ヶ月になったら全国行脚をすすめる」という話がありました。「全国行脚をコーディネートするよ」とまで言ってくれたのでした。

実は、私も全国行脚のことを考えていたのです。そして、一年先の全国行脚の話に盛り上がりました。3月30日の処分発令の夜、30枚の往復はがきに「停職3ヶ月のこと、全国行脚の想い」を綴ったものを、北は北海道から南は沖縄まで発信しました。そして返信を待ちました。そんな時「スローライフの河原井さん、3ヶ月が終わってしまうのでは？」と、周りの人たちが動き出してくれました。そしたら全国行脚の旅が一挙に点から線になり面になっていく勢いです。全国行脚八王八王子版もいくつかありますが、只今進行中のものも含めて、具体的には「君が代不起立」のDVDを携行して5月からスタートです。全国行脚の具体的な報告は、後日、まとめてしたいと考えています。膝をまじえてじっくりと対話をしたいと望んでいます。2003年の七生養護学校での「こころとからだの学習」「保健・性教育」に対する都教委の攻撃そして不当処分のおかげから、100名以上の集会によばれて現況を訴える機会が全国版で多くありました。10・23通達、「君が代不起立」と連続したものですから、絶えまなくです。どの集会も人となることができて、それぞれに意

義深いものでした。現在も進行しています。今回の全国行脚はそれらの「点」をさらに「線」にしたいと願っています。小さな集まりを数多く「膝」をまじえてと想っています。今、スケジュールを組むのに大忙しです。わくわくしています。

★4・26 憲法シンポジウム

憲法の危機をこえて~~~平和と格差社会を考える

「停職取り消せ裁判」をともにすすめている弁護士さんのひとりの戸田弁護士の所属する東京共同法律事務所の創立 40 周年があり出版記念憲法シンポジウムに出かけてきました。

今、国会は法改悪のラッシュです。

憲法・教育関連三法案とあせりにあせっています。シンポジウムのどの人の発言も「ビンビン」と私に迫りました。全国行脚やこれからの私たちの会にも強く通じるものがあるなど感じましたので、記します。

基調講演した水島朝穂さんは「憲法 9 条を変えないことの積極的な意味——「格差社会」の平和のつくりかた——」のなかで、憲法改正に求められる 3 つの「作法」として「変えたほうがいいもの」「変えてもいいもの」「変えてはならないもの」を区分けした議論の必要性①高度の説明責任②情報の公開と自由な討論③熟慮の期間 をあげています。そして、おすびで「憲法改正国民投票有権者」としてひとりひとりの「私」が決断しなければならない時であると説いています。また、もうひとりの講師の中野麻美さんは、「労働ダンピングと格差社会」のなかで、格差社会への対抗軸の実現の大切さを強調していました。あきらめきって働いている非正規雇用者と人間としてかけがえの無い存在として真なる人権思想をもとに連帯することこそ必要なのだと力説されていました。人間関係の回復の重要性をあげていました。まさに「人間に還れ」ですね。土井たか子さんは、「憲法改悪阻止のため、今、憲法の話をもって全国行脚をしています」と報告されていました。そして、さらに、今、必要なことは「憲法がどのような過程でつくられたのか」「憲法がどのように改悪されようとしているのか」「改悪されたらどんなことが不可能になりどんなことが可能になってしまうのか」ということを、より多くの人たちと具体的に共有することです。と断定されていました。

このシンポジウムを通じて「すべてはひとりから始まる。そしてつながっていく」今必要なことは、今すぐしなければならないことは、真の意味で人間として連帯するということを再確認しました。

★ありがとう都庁前ビラまき

毎週金曜日、都庁前で 8 時から抗議のビラまきをしています。私は出

勤している時も 6 時半には家を出ていましたので、ピラまきの日は、6 時 20 分に家を出れば 8 時前に都庁に到着できるのであまり変わりませんが、多くの方は厳しい日になっていると思います。「解雇させない会の幟」もうれしそうです。役 1 時間で 1000 枚のピラが 1000 人の手元に届いています。早朝から都庁に駆けつけてくださる方に心から「ありがとう」です。

事情聴取されました

今年の入学式で

岸田 静枝（公立小学校音楽教員）

職務命令の及ぶ執務中に起きた予想外の出来事への私の対応に対して

……区教委指導課長「教育公務員は上司の命令に従わなくてはいけない。なぜなら校長は、職員間の和を保つために、心を砕き、温情を持って接しているから」と言った。……

教育現場における「君が代」職務命令が、教員の思想・良心・信教の自由を奪っているだけでなく、教育活動そのものも、どれだけいびつにするか。今春の入学式での体験を報告したい。ただし区教委の事情聴取止まりではあるが、万が一の懸念も拭い去れないので、歯切れが悪く言及できない事情があることを弁解しておく。

現任校では初めて、全教員に職務命令（口頭）が出た。この学校ではこれまで、管理職や区教委が案じる不服従の事態は起きなかったから、職務命令は必要なかったのである。今回は全教員への職務命令で、これまでは会場に戻って来なかった受付係も、「君が代」の前に、会場内に顔を揃えた。音楽教員の私には、個別の私個人を宛先とする職務命令も加えられた。その内容は、「君が代」ピアノ伴奏は他の教員が引き受けてくれたので、今回も弾かなくていい。しかし会場内の指定された席を離脱することなく、起立して斉唱するように、というものであった。予告通り、監視役の区指導主事が二名派遣されて来た。一人は通路を隔てて私の横の保護者席に、もう一人は出入り口に居た。つまり、私が着席をしても、会場から出て行っても、現認できる場所である。

小学校の入学式では、新 2 年生が歓迎の演技で、新入学児童たちを和ませる企画がある。プログラム順は各学校によって違うが、現任校ではこれを式の始まる前に行っている。

新 2 年生の呼びかけと合奏、歌の演技。これが終わって 150 余人が一斉に

体育館の出入り口に向う。私は前年度から練習に入っていたし、当日は歌の伴奏を受け持っていたので、この時子どもたちの集団の中に居た。階段でAちゃんがころんだ。Aちゃんがしがみついていたので、私は腕を取り、そのまま他の子どもたちと一緒に教室に戻った。ところが二階の廊下では、自分の教室が見つけられない子どもたちが右往左往している。今年度から毎年、全学年の組替えをするという「学校経営方針」になり、新2年生はほんの1時間半前に自分の組を知り、誰と一緒にになったのかを知り、担任を知ったのである。さらに表示が新しくない教室もあって、鍵盤ハーモニカを抱えながら、うろうろ迷っている子どもたちがたくさんいた。私はAちゃんだけでなく、その子どもたちの交通整理もして、それぞれの教室を教えた。すべてを終わって私は、体育館に戻った。

入学式の午後、私は区教委に事情聴取に呼ばれた。新2年生の演技が終わった後自席に戻らなかったのは、「君が代」斉唱時に会場を離脱していた、つまり私は校長の職務命令に従わなかった、ということでの聴取だったようだ。

報告書を上げた校長は、子どもたちの安全よりも、職務命令を守るほうが重要と判断したのである。あるいは職務命令の及ぶ執務中に起きた予想外の出来事への私の対応に対して、それが「適正」なのか「適正」でないのかを自分では判断ができず、区教委の判断を仰ぐという姿勢なのかもしれない。

新任の指導課長は、「教育公務員は上司の命令に従わなくてはいけない。なぜなら校長は、職員間の和を保つために、心を砕き、温情を持って接しているから」と言った。

校長が職員の和を保つために何をしているのか。私を外すことで、他の職員の和を凶ろうとしている日常がある。新学期早々、私に挨拶を返さない同僚の態度にびっくりした。校長の意図する和は、自主的に「君が代」の前に会場に入ってくる教員が対象である。どの学校でも年度末に各人が各教育活動について評価や意見を記述し提出する反省用紙に、私は「君が代」強制反対と書いた。全職員の反省を載せたプリントには私のその文を載せず、異を唱える私だけ外した。そういう和である。

校長の温情とは何か。他の選択肢を認めないことを強制というのだ。校長が職務命令を出さなければならない教員、出しても従わない教員の存在を認めない行為を、温情などと言い表さないでほしい。

私は現在「減給六ヶ月」処分まで来た。次の処分は停職が予想される。子どもたちから無理矢理引き離されるのは、想像をただけでも辛い。しかし理不尽な職務命令には従えない。通路を隔てた保護者席には監視役が居たから、着席をすれば処分である。出入り口にも監視役がいたから、体育館から出て行けば処分である。抵抗の意思表示を迷っていた。演技が終わって退場する新2年

生と私の動きをじっと見る校長の視線を感じ、私は処分を覚悟した。ところが思わぬ事態の流れは、私を苦渋の選択から放した。しかし校長は、「服務事故が発生した」と報告書を上げたのである。

どうしてそんなに「君が代」で一喜一憂をしなければならないのか。立ち止まって考えてみると、奇妙なことであるが、上が変われば、命令内容も変わるという、まさかの教育現場では、沈黙することはあってはならないと思う。だから、東京の小学校での小さな出来事ではあるが、お知らせしたいと思った。

なお、この文章は、「靖国・天皇制問題情報センター通信」に載せた報告を、一部手直しした。

● ● ● ● 2006年の停職処分取り消せ訴訟の準備書面では

教育基本法 10 条 1 項「不当な支配」について

主張しました ● ● ● ● 事務局

3 月 19 日に提出した準備書面では、被告都教委の主張に対する反論、教育基本法 10 条 1 項「不当な支配」、そして、河原井、根津の個別事情を主張しました。ここでは、教育基本法 10 条 1 項「不当な支配」について要約抜粋して掲載します。

- ①教育基本法第 10 条の制定は、戦前の教育の反省から、「文部省にしろ、あるいは地方の行政官庁にしろ、教育界に対して外部から加えられるべき障害を排除する」（田中耕太郎文部大臣 1946）ためだったこと、また 10 条は憲法 26 条「教育を受ける権利」・13 条「個人の尊重」、23 条学問の自由」が基礎にあることを論じた。
- ②教育基本法と、子どもの権利条約を中心とした人権条約との関連を論じ、「子どもが大人になっていく過程の成長発達が保障されていなければ、大人になった後の精神的自由だけ保障されても、絵に描いた餅である。子ども時代の人権が保障されてはじめて、その子どもがやがて大人になったときに、さまざまな人権を実効的に行使できることになる」と主張した。
- ③「教育基本法が『改正』されても、教育の本質が変わったわけではない。また、憲法は変わっていないし、日本が批准済みの国際条約が破棄されたわけでもな」いことを論じ、教育基本法制定に当たってなされた東大学長南原繁氏の格調高い発言、「今後、いかなる反動の嵐の時代が訪れようとも、何人も教育基本法を精神的に書き換えることはできないであろう。なぜならば、それは真理であり、これを否定するのは歴史の流れをせき止めようとするに等しい」（1946）を引いて、教育基本法の根本について念を押した。
- ④次に、有名な旭川学テ最高裁大法廷判決に照らして 10 条違反を論じた。判

